

十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、コロナウイルス感染症の影響により中止若しくは延期又はその規模縮小を余儀なくされた文化芸術、スポーツ活動を盛り上げ、各団体で多種多様な文化芸術、スポーツ活動の機会の創出を通じて市民の活気を取り戻すことを目的とし、市内の団体等が自主的に企画して実施する事業に必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に活動の拠点を置く市民活動団体等
- (2) その他市長が特に認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和2年9月2日から令和5年3月31日までの間に実施するイベント等（例年開催しているものを含む。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の社会教育施設又は社会体育施設を主たる事業会場とすること。
- (2) 市民に広く周知し、広く参加を呼びかけること。
- (3) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が10万円以上の事業規模であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (4) 市の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがある事業
- (5) 国、県又は他の地方公共団体の委託若しくは補助を受ける事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容及び補助対象経費を変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請をしなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、書類等を審査し、相当と認めるときは、交付決定を行い、申請を行ったものに対し、十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けたものをいう。以下同じ。）が第6条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金変更承認申請書（様式第3号）又は十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金中止承認申請書（様式第4号）により市長に申請をしなければならない。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、書類等を審査し、承認するときは、補助事業者に対して、十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金変更承認通知書（様式第5号）又は十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金中止承認通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 第6条第1号に定める軽微な変更とは、補助対象事業の内容に異動が生じず、かつ、補助対象経費が10万円を下回らないものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合は、書類等を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとし、十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金

確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者はその内容の通知をするものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の通知を行った後に補助金の交付を行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（施行期日）

1 この告示は、令和2年9月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市文化・スポーツ応援キャンペーン事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に補助金の交付の決定をした事業から適用し、施行日前に補助金の交付の決定をした事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費

区分	主な内容
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼
旅費	講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	郵送料、広告料、保険料等
委託料	会場設営費、警備委託等の業者への委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具賃借料等
その他	市長が特に必要と認める経費

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 飲食費
- (2) 補助対象者の経常的な運営に関する経費
- (3) 人件費
- (4) 備品購入費
- (5) 工事費
- (6) その他社会通念上必要でないと市長が認めた経費